

エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス に関するガイドライン（案） 改定内容の概要

2025年9月12日

ERABガイドライン改定に向けた議論の概要

- エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（ERABガイドライン）改定について、次世代の分散型電力システムに関する検討会にて、議論を行った。

<次世代の分散型電力システムに関する検討会における検討状況>

① 第10回 2024年8月2日（金）

- 主な改定観点について

② 第11回 2024年12月18日（水）

- 低圧ベースライン分析の方向性及び進捗状況について

③ 第12回 2025年3月3日（月）

- 低圧ベースラインの分析結果及び方向性について

④ 第13回 2025年9月8日（月）

- 改定内容について

委員

【座長】 林 泰弘	早稲田大学 大学院 先進理工学研究科 電気・情報生命専攻 教授
岩船 由美子	東京大学 生産技術研究所 エネルギーシステムインテグレーション社会連携研究部門 教授
爲近 英恵	名古屋市立大学 大学院 経済学研究科 准教授
西村 陽	大阪大学 大学院 工学研究科 ビジネスエンジニアリング専攻 招聘教授
馬場 旬平	東京大学 大学院 新領域創成科学研究科 先端エネルギー工学専攻 教授
森川 博之	東京大学 大学院 工学系研究科 電気系工学専攻 教授

専門委員

市村 健	エナジープールジャパン株式会社 代表取締役社長兼CEO
稲月 勝巳	九州電力送配電株式会社 代表取締役副社長執行役員 系統技術本部長
岡本 浩	東京電力パワーグリッド株式会社 取締役副社長執行役員
下村 公彦	中部電力パワーグリッド株式会社 取締役副社長執行役員
平尾 宏明	株式会社Shizen Connect, Chief Strategy Officer 一般社団法人エネルギーリソースアグリゲーション事業協会 副会長
松浦 康雄	関西電力送配電株式会社 常務執行役員
盛次 隆宏	株式会社REXEV 取締役CPO

オブザーバー

今井 敬	電力広域的運営推進機関 企画部 部長
------	--------------------

事務局

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギーシステム課
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室
株式会社野村総合研究所

ガイドライン改定の背景と検討内容

- 低圧リソース及び機器個別計測の活用に向けた検討や、アグリゲーターと供給元小売電気事業者間の連携時の課題への対応に関する検討を実施した。

背景

- **ERABガイドライン**は、事業環境の変化に応じて改定しており、**直近では2020年6月に改定**。
- 一方、一昨年度の次世代の分散型電力システムに関する検討会や電力・ガス基本政策小委員会での議論を経て、**システム改修等が順調に進むことを前提とし、需給調整市場における低圧リソースの活用及び機器個別計測が2026年度より開始**する方針が決定された。
- 加えて、2024年度に開始した**容量市場**において、**事業者間連携ルールやフォーマット標準化の要望**が関係事業者より寄せられた。

検討内容

- 1. 機器個別計測の概要及び活用**
機器個別計測を活用できるケースについて検討した。
- 2. 低圧リソース及び機器個別計測に適したベースライン**
低圧リソースをERABで活用する際の適切なベースラインについて検討した。
※機器特有のベースラインについては今年度以降で検討を想定し、ガイドラインへの反映も別途検討する。
- 3. 機器個別計測で必要となる便益調整の定義等**
機器個別計測において生じる便益調整の概念とその精算方法について検討した。
- 4. 供給元小売電気事業者との連携時における標準フォーマット**
アグリゲーターと供給元小売電気事業者間の情報連携における課題に対する対応を検討した。

ERABガイドラインに新しく盛り込むべき事項

【削除】 第2章 第1節 1 (1) 受電点計測

改定が必要と考えられる理由と改定の方向性

- ガイドライン改定が必要と考えられる理由
 - 既存ガイドラインにおいては制御量を評価する計測地点を受電点計測に限定した記載となっていたが、機器個別計測が需給調整市場にて2026年度より開始される方針を踏まえ、その概要や活用を記載する必要がある。
- ガイドライン改定の方向性
 - 制御量を評価する計測地点を受電点計測に限定した記載について削除する。

主な改定内容

- 第2章 評価方法
- 第1節 計測方法
- 1. 計測地点
- (1) 受電点計測
 - 受電点とは、受電の場所と同一の構内への入り口となる地点。受電点計測とは、受電点から屋内の分電盤の間に設置されたメーターにより計測する方法である。
 - ~~制御量を評価する計測地点については受電点計測が原則である。~~

ERABガイドラインに新しく盛り込むべき事項

【追加】第2章 第1節 1(2) 個別計測

改定が必要と考えられる理由と改定の方向性

- ガイドライン改定が必要と考えられる理由
 - 機器個別計測によって評価を行うことが可能なケースについて、記載を追加する必要がある。
- ガイドライン改定の方向性
 - 個別の計測地点及び機器に接続したメーターにおいて認められる計量について記載し、併せて機器に接続したメーターにおいても個別計測によって評価が可能となることを記載する。

主な改定内容

第2章 評価方法 第1節 計測方法

1. 計測地点

(2) 個別計測

- 個別計測とは、受電点以外で計測する方法である。個別計測地点に設置した計量器²や機器に接続した計量器³により計測する方法等がある。
 - 以下に挙げるケースのみ、個別計測によって評価を行うことが可能である。
- ①類型1 ①
- 需要家と小売電気事業者間の合意がある場合に限り、按分計量を前提として個別計測地点に設置した計量器や機器に接続した計量器によって評価した制御量に基づいて、需要家に対価を支払うことが可能である。
- ②類型1 ②
- 関係者（供給元小売電気事業者、アグリゲーター、需要家）間の合意がある場合に限り、按分計量を前提として個別計測地点に設置した計量器や機器に接続した計量器によって評価した制御量に基づき、需要家への対価やネガワット調整金等の精算を行うことがも可能である。

² 現行の計量制度下では、検定を受けた特定計量器による計測であることが必要である。

³ 現行の計量制度下では、検定を受けた特定計量器又は特定計量制度に基づき届け出た特例計量器による計測であることが必要である。

ERABガイドラインに新しく盛り込むべき事項

【改定】第2章 第2節 1 (1) ベースラインの設定方法

改定が必要と考えられる理由と改定の方向性

- ガイドライン改定が必要と考えられる理由
 - 事業者間で一般的に用いられており、また本検討会でも用いられている表現に合わせた記載に修正する必要がある。
- ガイドライン改定の方向性
 - 需要家単位でのベースライン設定を「個別管理」、複数需要家をまとめた群単位でのベースライン設定を「群管理」として、記載を統一する。

主な改定内容

- 第2章 評価方法
第2節 下げDRの評価基準
1. ベースラインの設定方法
(1) 受電点計測
- ベースラインの設定は、基本的に需要家単位で行う（個別管理）が、複数の需要家をまとめた群単位で行うこと（群管理）も妨げない。特に、低圧需要家については群管理による設定が期待される。ただし、類型1②においては、群は同一の小売電気事業者と電力供給契約をしている需要家で生成するものとする。
 - ベースラインの計算の過程においては小数点以下まで正確に算出を行い、最終的にkW単位で整数となるよう小数点第一位を四捨五入する。

ERABガイドラインに新しく盛り込むべき事項

【改定】第4章 1 (1) 情報共有

改定が必要と考えられる理由と改定の方向性

- ガイドライン改定が必要と考えられる理由
 - 既存ガイドラインは情報共有方法について簡素な記載となっており、実態として供給元小売電気事業者ごとに求める情報共有方法が異なっている状況にある。
 - 上記状況がアグリゲーターの大きな負担となっていることを考慮し、より具体的に記載を行う必要がある。
- ガイドライン改定の方向性
 - 実態に即した、統一的な情報共有方法を推奨する記載へ修正するとともに、一般的な業務フローの事例を示す（情報共有方法の統一化が進むことを期待）。

主な改定内容

第4章 下げDRにおける供給元小売電気事業者との調整事項

1. 情報共有

(1) 類型1②、類型2② (GC前)

- アグリゲーターは、一般送配電事業者若しくはDR契約小売電気事業者から発動指令を受信、又は自ら発動を行うことを決定した後、速やかに供給元小売電気事業者に対してDR実施通知を行う必要がある。DR実施通知においては、DR発動の開始時刻、終了時刻及び需要抑制量を提供する必要があり、電力広域的運営推進機関の需要抑制計画ファイル (xmlファイル) 向け入力支援ツール (エクセルフォーマット)⁶を利用し、メールで通知することが推奨される。⁷

⁶同ファイルの利用に当たっては、事前に電力広域的運営推進機関に対して広域機関システム利用に係る申請が必要。

<https://www.occto.or.jp/occtosystem2/riyoushinsei/index.html>

⁷電力広域的運営推進機関の需要抑制計画ファイル (xmlファイル) 向け入力支援ツール (エクセルフォーマット) を利用しない場合は、供給元小売電気事業者及びアグリゲーター間のシステム連携が円滑となるように、通知フォーマット・ファイル名等について事前協議されることが望ましい (例えば、ファイル名については、需要抑制計画ファイルに準拠して設定 (例: W8_0110_yyyymmdd_nn_xxxa_a)) 。

ERABガイドラインに新しく盛り込むべき事項

【追加】第4章 1 (1) 情報共有

主な改定内容※

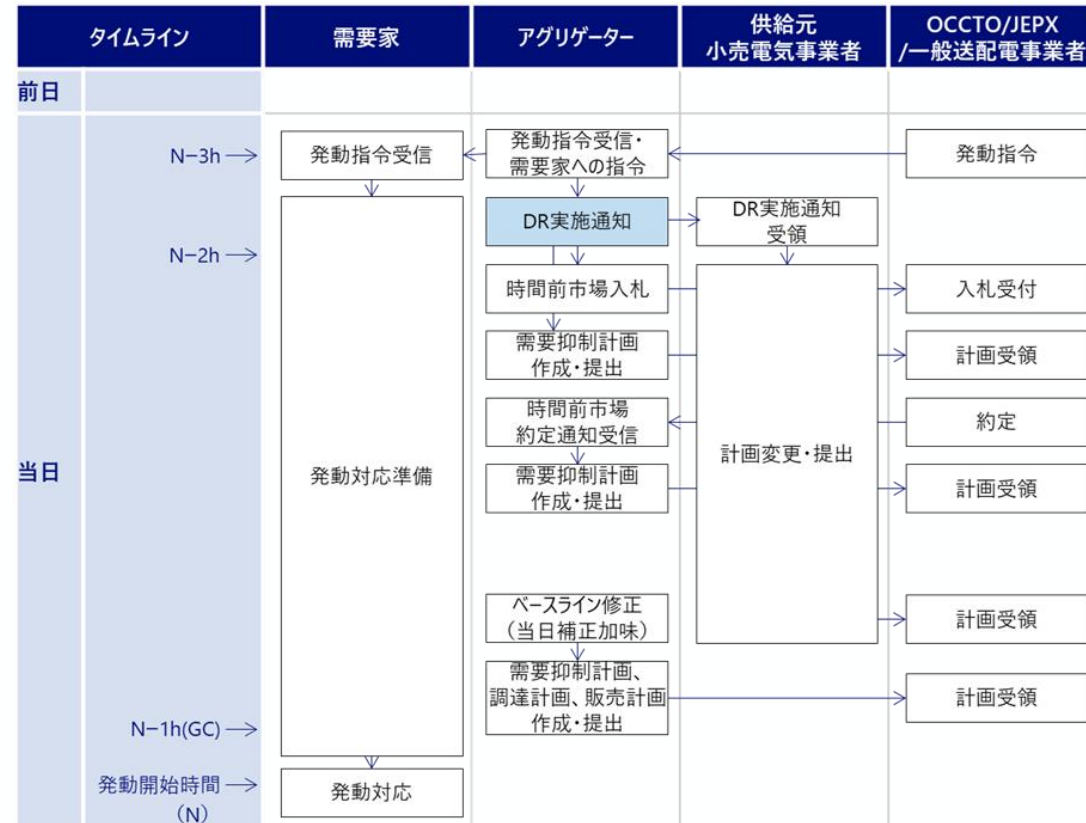
第4章下げDRにおける供給元小売電気事業者との調整事項

1. 情報共有

(1) 類型1②、類型2② (GC前)

- 図12に容量市場活用（時間前市場で売電）における、アグリゲーターから供給元小売電気事業者への情報連携に関わる一般的な業務フローの事例を示す（※同図はDR実施2時間前までにアグリゲーターから供給元小売電気事業者にDR実施通知を行う場合）。

図12 類型1②（容量市場 発動指令電源）における情報共有に関する業務フローの例



※改定が必要と考えられる理由と改定の方向性については、前頁同様。

ERABガイドラインに新しく盛り込むべき事項

【追加】第4章 2 ネガワット調整金

改定が必要と考えられる理由と改定の方向性

- ガイドライン改定が必要と考えられる理由
 - ネガワット調整金については、受電点計測を前提に記載されていたが、**機器個別計測が需給調整市場にて2026年度より開始される方針を踏まえ、機器個別計測におけるネガワット調整金の在り方についても記載を行う必要がある。**
- ガイドライン改定の方向性
 - 過去の検討会における「**機器個別計測においても従来のネガワット調整金と同様の仕組みで精算することで問題がない**」という整理を反映する。

主な改定内容

第4章 下げDRにおける供給元小売電気事業者との調整事項

2. ネガワット調整金

- 類型1①及び類型2①については、小売電気事業者の意思に基づき、需要抑制を行うものであるため、小売電気事業者へのネガワット調整金を支払うという概念は存在しない。
- 類型1②及び類型2②については、アグリゲーターが供給元小売電気事業者に対して、需要抑制量に応じてネガワット調整金を支払う必要がある。**受電点計測に限らず個別計測においても、この調整金の考え方は変わらない。**ネガワット調整金の決定にあたっては、特定の関係事業者だけに極端な利益または損失が生じる等、ネガワット調整金の額がその趣旨から逸脱しないように留意し、取引の実情やDR・VPPの普及拡大の観点を踏まえて協議をすることとする。

ERABガイドラインに新しく盛り込むべき事項

【改定】第4章 2 ネガワット調整金

改定が必要と考えられる理由と改定の方向性

- ガイドライン改定が必要と考えられる理由
 - 既存ガイドラインは単価のみにフォーカスした記載となっているが、**需要抑制量について複数の評価方法が認められることを踏まえ、単価に加え、需要抑制量の評価方法についても記載する必要**がある。
- ガイドライン改定の方向性
 - ネガワット調整金計算における需要抑制量の評価方法は、**アグリゲーターと供給元小売電気事業者との契約による旨を記載**する。

主な改定内容

- 第4章 下げDRにおける供給元小売電気事業者との調整事項
- 2. ネガワット調整金
- 2.2 ネガワット調整金の額の計算方法の選択肢
 - **ネガワット調整金の額の単価について、以下の4パターンを選択肢として例示する。**
なお、**需要抑制量については、アグリゲーターと供給元小売電気事業者との契約に基づく計測地点での計量値で評価する。**

ERABガイドラインに新しく盛り込むべき事項

【追加】参考1 1.1.2 低圧での活用における留意事項

改定が必要と考えられる理由と改定の方向性

- ガイドライン改定が必要と考えられる理由
 - 過去の検討会において、低圧向けにも既存ガイドラインに記載の標準ベースラインであるHigh 4 of 5（当日調整あり）を標準ベースラインとすることが合意されたが、正確性の観点から活用において、取引参加者が留意すべき事項があるため、ガイドラインに記載する必要がある。
- ガイドライン改定の方向性
 - 新しい項目を設け、低圧における標準ベースラインの活用における留意事項を記載する。

主な改定内容

参考1 ベースラインの種類

1. 標準ベースライン

1.1 High 4 of 5（当日調整あり）

1.1.2 低圧での活用における留意事項

- 低圧での活用においては、特に取引参加者は、以下に留意すること。

(1) 個別管理

- 個別管理でのベースライン設定は、当該ベースラインの正確性が低くなる可能性がある。

(2) 群管理

- 群管理でのベースライン設定は、個別管理と比較して高い正確性を得られやすいが、群の生成方法が適切でない場合や群の需要家数が十分でない場合は、正確性が低くなる可能性がある¹⁶。

¹⁶ 詳細は、第12回次世代の分散型電力システムに関する検討会資料5の精度に関する分析結果を参照。